

## 埼玉県予防接種センター設置要綱

### 第1 目的

予防接種法による定期予防接種事業は、市町村が実施主体となって行っているものであるが、埼玉県予防接種センター（以下「予防接種センター」という。）を設置して市町村への支援を行うことで、当該事業の円滑な実施及びその結果として高い予防接種率を担保し、感染症のまん延を未然に防止することを目的とする。

### 第2 設置

埼玉県立小児医療センターを指定し、同センター内に予防接種センターを設置する。

### 第3 事業内容

予防接種センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

#### 1 予防接種の実施

2次、3次医療機関として、通常当該市町村内では予防接種を行うことが困難な予防接種要注意者の予防接種を市町村からの委託又は依頼により実施し、副反応や健康被害の発現をできるだけ予防する。

なお、健康被害が発生した場合には、迅速かつ的確な対応を図る。

また、接種に当たっては、事前及び事後における医療相談を実施する。

#### 2 予防接種に関する知識や情報の提供

原則として市町村の予防接種業務従事者に対して、副反応を含む予防接種に関する知識や情報、さらには感染症に関する知識等の提供（研修を含む）を行う。

#### 3 医療相談事業

市町村の予防接種事業の支援機関として、原則として市町村から、特に医療的側面についての相談に応じるものとする。

#### 4 その他

県感染症対策課及び財団法人予防接種リサーチセンターと連携を取り、設置の目的に必要な事業を行うものとする。

### 第4 その他

この要綱に定めるものを除くほか、予防接種センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年1月31日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。